

競争入札参加資格関係事務取扱要領について

第1 目的

この要領は、競争入札参加資格関係事務規則（以下「規則」という。）第11の規定に基づき、町が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務取扱について必要な事項を定める。

第2 資格審査等

1 資格審査の申請等

- (1) 豊富町財務規則（以下「財務規則」という。）第111条第1項（財務規則第124条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）によるものとする。
- (2) 前（1）の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付するものとする。
- (3) 1の（1）の申請は、次の表左欄に掲げる契約の種類に関し、中欄に掲げる資格の種類ごとに、右欄に掲げる提出先に申請書類を提出することにより行うものとする。

表

契約の種類	資格の種類	申請書の提出先
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	豊富町建設課事業係
舗装工事の請負契約	舗装工事	
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	
建築工事の請負契約	建築工事	
電気工事の請負契約	電気工事	
管工事の請負契約	管工事	
塗装工事の請負契約	塗装工事	
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	
造園工事の請負契約	造園工事	
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	
地質調査の委託契約	地質調査	
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	
測定の委託契約	測定	
道路清掃の委託契約	道路清掃	
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	
物品の購入契約	物品の購入	
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	
林産物の売払い契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払い契約	林産加工製品の売払い	
物件（印刷物を除く。以下同じ。）の製造の請負契約	物件の製造	
その他の契約		

- 2 申請書を受理したときは、速やかに、当該申請につき別表第2の競争入札参加資格審査方法書に基づき当該申請者の資格を審査し、決定するものとする。この場合において、当該申請の内容が一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事又は管工事の資格に関するものであるときは、別に定めるところにより、当該申請者の格付について併せて決定するものとする。

3 審査結果の通知等

- (1) 財務規則第111条第2項（財務規則第124条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基

づく審査結果の通知は、競争入札参加資格審査結果通知書によるものとする。

- (2) 財務規則第 111 条第 2 項の規定に基づく資格を有する者（以下「資格者」という。）の名簿（以下「資格者名簿」という。）には、おおむね、次の事項を記載するものとする。

- ア 氏名（資格者が法人である場合は、その名称）
- イ 主たる営業所の所在地
- ウ 資格の種類及び必要に応じその内訳
- エ 第 2 の 2 により格付けをすべきこととしている資格についてはその格付された等級
- オ その他必要と認める事項

4 資格の再審査

- (1) 規則第 5 条 1 項の規定による資格の変更に係る申請は競争入札参加資格変更審査申請書によるものとする。
- (2) 前 (1) の競争入札参加資格変更審査申請書には、別表第 3 に掲げる資料を添付するものとする。
- (3) 規則第 5 条 3 項の規定による資格者又は当該資格者の資格を継承しようとする者への通知は競争入札参加資格変更審査結果通知書によるものとする。
- (4) 第 2 の規定、資格の再審査の場合について準用する。
- (5) 資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該資格者をして、変更の届出を提出するものとする。
- ア 資格者の名称又は商号に変更があったとき。
 - イ 資格者が法人の場合において、その代表に変更があったとき。
 - ウ 資格者の住所又は電話番号に変更があったとき（本店及び支店、営業所等に係るものに限る。）
 - エ 資格者の組織に変更があったとき。
 - オ 資格者の許可、登録に関する事項に変更があったとき。
 - カ 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃及び造林に係る資格者において、法令による免許等を有する技術者に変更があったとき。
- (6) 前 (5) による届出は、競争入札参加資格関係事項変更届によるものとする
- (7) 前 (6) の競争入札参加資格関係事項変更届には、別表第 3 に掲げる資料を添付するものとする。
- (8) 第 2 の (5) の規定により資格に関する事項の変更の届出を受理したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

第 3 競争入札への参加排除及び資格の消滅

1 参加排除の審査等

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の第 4 第 2 項に該当する事実が認められた場合、必要に応じその事実を調査確認の上、意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。
- (2) 競争入札参加者審査委員会は審査結果の通知があったとき又は資格が規則第 8 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に該当したときは当該資格者の競争入札への参加資格の消滅について町長の決定を受けるものとする。

2 参加排除及び資格消滅後における措置

政令第 167 条の第 4 第 2 項の規定に基づき競争入札に参加させない旨の決定を受け、又は規則第 8 第 1 の規定に基づき資格が消滅した者を、当該決定において競争入札への参加させないこととした期間内（政令第 167 条の第 4 第 1 項の規定に該当したために資格が消滅した者にあつては、当該消滅の理由となった事項が解消するまでの間）にあつては、これを随意契約の相手方としてはならないものとする。また、工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

第 4 その他

資格に関する事務につき、規則及びこの要領の規定により難しい特別の理由があるときは、これと異なる取扱をすることができる。

別表第 1

資格審査申請書の添付書類

- 1 印刷物の製造、物品の購入及び物品の賃貸借に関するもの
 - (1) 申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書及び営業証明書
 - (2) 申請者が個人の場合は、従業員名簿
 - (3) 申請者が法人の場合は損益計算書、個人の場合で青色申告書を提出した者にあつては、確定申告書の写し及び損益計算書、その他の者にあつては、確定申告書の写し及び営業収支の状況が明示されている書類
 - (4) 納税証明書（町税（町が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
 - (5) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し
 - (6) 印刷物の製造の場合は、工場内部見取図及び機械器具設備状況一覧表
 - (7) 申請者が個人の場合で、第 1 号に掲げる営業証明書が発行されない場合又は発行された営業証明書に業種が記載されていない場合は、申請しようとする資格の種類に係る業種の営業を証する書類（提示書類）
 - (8) 申請者が個人の場合は、従業員の賃金台帳（提示書類）
 - (9) 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることの誓約）
- 2 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事又は造園工事に関するもの
 - (1) 建設業法第 3 条に規定する許可に係る許可通知書の写し及び許可申請書別表の写し
 - (2) 経営事項審査結果通知書の写し
 - (3) 前 (1) 及び (2) に掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面
 - (4) 工事（事業）経歴書
 - (5) 技術者名簿
 - (6) 競争入札参加資格審査申請書付票
 - (7) 申請者が個人の場合は、市区町村長が発行する身分証明書
 - (8) 納税証明書（町税（町が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
 - (9) 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることの誓約）
- 3 土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃及び造林に関するもの
 - (1) 2 の (4) から (9) までに掲げる書類
 - (2) 土木施設物の設計に関するものにあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 7 条に規定する現況報告書の写し（建設コンサルタントの登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
 - (3) 建築物の設計に関するものにあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する登録に係る登録通知書の写し（登録の必要がない場合は、添付を要しない。）
 - (4) 測量に関するものにあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に規定する登録に係る登録通知書の写し
 - (5) 地質調査に関するものにあつては、地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 7 条に規定する現況報告書の写し（地質調査業者の登録を受けていない場合は、添付を要しない。）

- (6) 技術資料作成に関するものにあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に規定する現況報告書の写し（補償コンサルタントの登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (7) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書。ただし、次のアからウに掲げる場合にあつては、この限りでない。
 - ア 前（2）、（5）又は（6）に掲げる書類を添付した場合
 - イ 前（3）に掲げる登録に係る登録申請書（登録担当行政庁の受理済印のある申請者控えをいう。）の写しを添付し、かつ、資本金の額を証する書類を提示した場合
 - ウ 前（4）に掲げる登録に係る登録申請書（登録担当行政庁の受理済印のある申請者控えをいう。）の写しを添付した場合
- (8) 前（7）のアからウに掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面
- (9) 申請をしようとする年の 1 月 1 日の直前 1 年間に売上高を有していたことを証する書類及び申請者が個人の場合は従業員の賃金台帳（提示書類）
- (10) 申請者が法人の場合で、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書の添付を省略したもの、個人の場合で、（2）、（5）若しくは（6）に規定する登録を受けていないもの又は道路清掃若しくは造林に関するものにあつては、申請をしようとする年の 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいることを証する書類（提示書類）
- (11) 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることの誓約）

4 情報システムの開発に関するもの

- (1) 申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書
- (2) 営業概要書並びに前年及び前々年の開発システムの概要を記載した書面
- (3) 申請者が法人の場合は損益計算書、貸借対照表及び利益金処分（損失処理）計算書
- (4) 申請者が個人の場合で、青色申告書を提出した者にあつては、損益計算書及び資産負債調の写し、その他の者にあつては、確定申告書の写し並びに営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類
- (5) 納税証明書（町税（町が賦課徴収するものに限る。））について滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
- (6) 情報処理サービス企業等台帳に関する規則（昭和 47 年 11 月 17 日通商産業省告示第 595 号）第 9 条に規定する登録に係る登録通知書の写し（システムサービス企業登録原簿の登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (7) 特定システムオペレーション企業等認定規程（平成 6 年 7 月 7 日通商産業省告示第 18 号）第 4 条に規定する認定証の写し（特定システムオペレーション事業を的確に行う能力がある者である旨の認定を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (8) 情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定規程（昭和 56 年 7 月 20 日通商産業省告示第 342 号）第 6 条に規定する認定証の写し（安全対策実施事業所の認定を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (9) 情報システムの開発についての国際標準化機構（ISO）が作成した品質システム 9000 シリーズに係る財団法人日本適合性認定協会が認定した審査登録機関が発行する登録証の写し（情報システムの開発についての ISO9000 シリーズの認証を取得していない場合は、添付を要しない。）
- (10) 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることの誓約）

5 その他の資格に関すること

- (1) 申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書（物件の製造に関するものにあつては、市区町村長が発行する身分証明書及び営業証明書。）

- (2) 申請者が個人の場合で、かつ物件の製造に関するものである場合は、従業員名簿（別記第 5 号様式その 1）
 - (3) 納税証明書（町税（町が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
 - (4) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し又は証明書。ただし、特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
 - (5) 申請者が個人の場合で、（1）に掲げる営業証明書が発行されない場合又は発行された営業証明書に業種が記載されていない場合は、申請しようとする資格の種類に係る業種の営業を証する書類（提示書類）
 - (6) 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることの誓約）
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 6 申請者が共同企業体であるときは、当該共同企業体に係る協定書その他関係書類を添付させること。
- 7 申請者が中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」と総称する。）であるときは、前 1 から 6 までの規定によるほか、当該組合の定款及び組合員名簿を添付させること。
- また、印刷物の製造、物品の購入及び物品の賃貸借並びにその他の資格に関するものにあつては、これらの書類のほか、当該組合の従業員名簿を添付させ及び当該従業員の賃金台帳を提示させること。
- 8 前 7 に掲げるもののほか、協同組合等が経済産業局長から官公需の受注に係る適格組合証明を受けている場合は、適格組合であることを証する書類を添付させること。

別表第2

豊富町競争入札参加資格審査方法書

第1 共通的審査事項

1 法的適性

- (1) 参加しようとする競争入札に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

2 事業の経験又は従事年数

- (1) 事業の経験又は従事年数の算出は、申請をしようとする年の1月1日（建設工事（塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事を含む。）にあつては、申請をしようとする年の前年の10月1日）を基準として行うこと。
- (2) 個人営業の者が同一業種につき法人を設立した場合は、個人営業を開始した時点からの期間を通算した年数をもって当該法人の経験又は従事年数とみなすこと。
- (3) 企業が対等合併をした場合は、合併前における企業のうちの最低の経験又は従事年数に合併後の経験又は従事年数を加えた年数をもって、合併後の企業の経験又は従事年数とみなすこと。
- (4) 営業の譲渡があった場合は、その譲渡を受けた者の経験又は従事年数をもって譲渡を受けた後における譲渡を受けた者の経験又は従事年数とする。ただし、譲渡をした者の経験又は従事年数が、譲渡を受けた者の経験又は従事年数を超えるときは、その差の2分の1に相当する期間を譲渡を受けた者の経験又は従事年数に加えた年数をもって譲渡を受けた者の経験又は従事年数とみなすこと。

3 自己資本金

自己資本金は、払込済みの資本金の額によること。

4 従業員（職員）数

従業員（職員）数は、代表者、家族従業員等を含めた当該事業に従事するすべての者の人数によることとし、職員数は、代表者を含めない人数によること。

5 技術者数

法令の規定により免許、登録等を必要とするものにあつては、当該免許、登録等を受けている者の人数によること。

第2 共同企業体に係る審査

1 一般的適性

- (1) 共同企業体が資格者となろうとするときは、当該共同企業体の構成員のすべてが同一業種についての資格者であること。ただし、特別の事情がある場合は、異なる業種の資格者を構成員とすることができる。
- (2) その他町長が定める共同企業体としての要件を満たすものであること。

2 審査方法

- (1) 建設工事の場合における客観的要素の審査は、次により行うこと。
 - ア 共同企業体の経営規模は、当該共同企業体の構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和とする。
 - イ 共同企業体の経営状況は、当該共同企業体の構成員の経営状況の評点の平均値によること。
 - ウ 共同企業体の技術力は、当該共同企業体の構成員の技術職員数値の和とする。
 - エ 共同企業体のその他の審査項目（社会性等）は、当該共同企業体の構成員のその他の審査項目の評点の平均値とする。
- (2) 建設工事の場合における主観的要素の審査は、当該共同企業体の構成員の工事施行成績にかかる評定数値の平均値により行うこと。

3 調整

建設工事の場合における共同企業体の格付は、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等

に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）及び主観的事項について算定した点数（以下「主観点数」という。）を 10 パーセントを基本に合理的と認められる範囲でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、客観点数及び主観点数の調整は行わないものとする。

第 3 協同組合等に係る審査

1 一般的適性

- (1) 出資の額及び営業（経験又は従事）年数が、資格者たる要件（「資本金」とあるのは「出資の額」と読み替える。）を具備するものであること。ただし、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき又は協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあつては設立の際に資格者であった者が構成員の過半数を占めているときは、営業（経験又は従業）年数の要件を要しないものとする。
- (2) 当該組合が受注及び履行管理を行うのに必要な職員（その履行に関し技術的管理を必要とするものにあつては、技術職員を含む。）を確保していること。

2 審査方法

- (1) 建設工事の場合における客観的要素の審査は、当該組合について算出した数値と当該組合の組合員（上位 2 分の 1 以内の資格者又は申請者たる組合員をいい、端数の生じるときは切り捨てる。）ごとに算出されたものの平均値の、いずれか有利な数値を使用すること。
- (2) 建設工事の場合における主観的要素の審査は、当該組合が前年及び前々年に施行完成した工事に係る工事施行成績等により算出すること。
- (3) 建設工事に係るもの以外の場合における契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従業）年数等は、それぞれ当該組合の契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従事）年数等によること。

3 調整

建設工事の場合における協同組合等の格付は、当該協同組合等が施工実績に著しく劣る場合を除き、評定数値の 10 パーセントのプラスの調整をすることができる。

第 4 建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査

1 格付に係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号（建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に定める項目等とし、総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。）によるものとする。

(2) 主観的要素の審査項目及び基準

ア 主観的要素の審査項目は、工事施行成績及び社会貢献申告書する。

イ 主観的要素の審査基準

工事施行成績について、前年及び前々年に施行した工事に係る評定点の平均数値が次の評定数値のいずれかに該当するかを審査するものとする。この場合において、その平均値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てるものとする。

評定点数の平均値	付与点数
85以上	50
80から 84まで	40
75から 79まで	30
70から 74まで	20
65から 69まで	10
64以下	0

社会貢献申告書については、申請工種に対して付与点数を5点とする。

(3) 主観的要素の評定数値

主観的要素の評定数値は、主観的要素に係る付与点数とする。

2 総合評定数値

建設工事に係る競争入札参加資格格付のための総合評定数値は、客観的要素の評定数値と主観的要素の評定数値との和とする。

3 対応工事の予定価格

前項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事
A	3,000万円以上	4,000万円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上
B	3,000万円未満 1,800万円以上	4,000万円未満	3,000万円未満	5,000万円未満 3,500万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上
C	1,800万円未満			3,500万円未満	700万円未満	800万円未満

4 格付基準の作成

入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）は、格付のための総合評定数値により各申請者の格付の決定をしようとするときは、総合評定数値の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯及び工事量等を勘案の上、格付基準を作成するものとする。この場合において資格審査委員会は、工事種類・等級間における調整に留意しなければならない。

別表第 3

競争入札参加資格変更審査申請書等の添付書類

1 競争入札参加資格変更審査申請書の添付書類

- (1) 資格者の営業について相続があったときは、当該相続を証する書面のほか、次のアからウに定める書類

ア 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事に関する資格については、別表第 1 の 2 の (1) に掲げる書面

イ 測量に関する資格については、別表第 1 の 3 の (4) に掲げる書面

ウ ア及びイに掲げる資格以外の資格については、当該相続をした者に係る市区町村長が発行する身分証明書

- (2) 資格者たる企業と他の企業との合併があったときは、合併された企業が法人の場合は当該法人の解散登記に係る履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書（解散登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録の写し）、当該合併に係る契約書の写し並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則（昭和 28 年 9 月 1 日公正取引委員会規則第 1 号）第 9 条第 1 項に規定する届出受理書（以下「届出受理書」という。）の写し、個人の場合は当該合併を証する書面とともに、合併後存続し、又は新設した法人に係る別表第 1 に掲げる書面

- (3) 営業について譲渡があったとき

ア 譲渡を受けた者が資格者たる法人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び届出受理書の写し並びに当該譲渡に関し登記を必要とするものにあつては履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書

イ 譲渡を受けた者が資格者たる個人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し

ウ 譲渡を受けた者が資格を有しない者である場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び届出受理書の写し並びに別表第 1 に掲げる書面

- (4) 協同組合等である資格者がその構成員を変更したとき

ア 組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面

イ 新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面

2 競争入札参加資格関係事項変更届の添付書類

- (1) 名称又は商号に変更のあったときは、当該変更に係る履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書又は当該変更を証する書面

- (2) 法人の代表者に変更のあったときは、当該変更に係る履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書又は当該変更を証する書面

- (3) 住所に変更のあったときは、資格者が法人の場合は当該変更に係る履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書又は当該変更を証する書面、個人の場合は住民票の写し、営業証明書その他の当該変更を証する書面

- (4) 組織に変更のあったときは、当該変更に係る履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書又は当該変更を証する書面及び町長が必要と認める書類

- (5) 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があったときは、当該変更を証する書面

- (6) 法令による免許等を有する技術者に変更のあったときは、技術者名簿